# ◇ (公財) 日本水泳連盟 競技者資格規則 ◇

(目的)

第1条 公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という。) は、公益財団法人日本体育協会(以下「日本体育協会」 という。)、公益財団法人日本オリンピック委員会(以下 「日本オリンピック委員会」という。)及び国際水泳連 盟が制定した憲章に準拠し水泳競技の健全な普及・発展 を図るため、本連盟に登録する選手(以下「競技者」と いう。)に対する競技者資格規則を定める。

(スポーツマンシップ)

- 第2条 スポーツとして水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナー を尊び、水泳スポーツの向上と発展に自ら貢献しようとす る意志を持つこと。
  - 2 善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、市民社会 における水泳スポーツの地位の向上に寄与すること。
  - 3 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

#### (競技者の定義)

第3条 本規則の競技者とは、競泳・飛込・水球・シンクロナイズ ドスイミング・オープンウォータースイミング及び日本泳 法の男女の競技者をいう。

#### (競技者の資格)

- 第4条 競技者は本連盟の加盟団体を経由して、本連盟に競技者登録(在日外国人競技者登録も含む。)をすることにより本連盟又は本連盟の加盟団体、日本体育協会、日本オリンピック委員会、国際水泳連盟及び国際オリンピック委員会が主催、公認した競技会に参加することができる。
  - 2 競技者は、前項団体が非公認としている競技会に参加しようとする場合は、本連盟の加盟団体を経由して、本連盟の許可を得なければならない。

#### (賞金等の受け取り)

- 第5条 競技者が前条に基づき参加した競技会が賞金や出場報酬 (以下「賞金等」という。)付であった場合は、その賞金等 を競技者本人が受け取ることができる。
  - 2 競技者が受け取りを辞退した場合は、その賞金等は本連 盟に帰属するものとする。

### (競技者の商行為及び届け出義務)

第6条 競技者は、自らの責任において、つぎの商行為を行うこと ができる。

> ただし、商行為を行うに際しては、競技者自身の名誉を 傷つけたり、水泳競技の健全な普及・発展を妨げること は厳につつしまなければならない。

- (1) 水着及びウェアー・キャップ・持ち物に本連盟が許可した所属チーム等の名称・マーク、メーカーのロゴマーク以外に本連盟の事前承認を得たスポンサーのロゴマークを付して競技すること
- (2) 水泳競技の普及、発展を目的とした水泳教室や講習会を主催すること及び同目的で開催される水泳教室や講習会に協力すること
- (3) 映画、演劇、テレビ・ラジオ放送、雑誌、新聞等の 座談会、その他これに準ずる行事に出演又は参加する こと
- 2 競技者は、前項の商行為を行うに際し、事前に本連盟に 届け出て、承認を得なければならない。

## (競技者に禁止される商行為)

第7条 競技者は、自己の肖像等(動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その

- 個人であることが明確にわかるもの)をテレビ・ラジオコマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ等の広告媒体物に使用させることを禁止する。
- 2 ただし、前項にかかわらずつぎの各号に該当するときは自己の肖像等の使用を認める。
  - (1)本連盟が定めた「肖像等の使用禁止に対する除外認 定競技者規程」により、除外認定競技者として認めら れたとき。
  - (2)日本オリンピック委員会が推進するマーケティング プログラム・肖像権システムに基づき、シンボルアス リート等に認定され競技者が同意したとき。
  - (3)本連盟が競技・強化事業を推進するために、個人及 び集団の肖像等を活用するとき。
  - (4)本連盟が推進するマーケティングプログラムにより、 個人の肖像等を活用するとき。尚、その対価として本 連盟に支払われる報酬(都度料)等の配分については、 その都度当該競技者と協議し決定する。
  - (5) 競技者の所属する企業. 団体(旧所属を含む)が 肖像等を活用するとき。ただし、旧所属の企業また、 団体が肖像等を活用する場合は、競技者本人及び新 所属の承諾を要する。小.中.高校生の肖像等の活用 は、親権者の承諾を条件とする.

#### (違反競技者に対する処分)

- 第8条 本連盟に登録された競技者が、つぎの各項に該当すると認められたときは、第9条に基づき理事会の決議により処分を受ける。
  - (1) 第2条のスポーツマンシップに違反したとき。
  - (2) 本連盟及び本連盟の加盟団体、日本体育協会、日本オリンピック委員会が禁止した競技会等(記録会、 模範演技会、試泳会その他水泳競技及び演技を含む 一切の行事をいう。) に許可を得ずに参加したとき。
  - (3) 国籍の如何を問わず、本連盟が競技者資格を認めていない者が参加する競技会に、その事実を知って参加したとき。
  - (4) 本連盟に届け出て承認を得ることなしに、第6条の 商行為をしたとき。
  - (5) 第7条の禁止される商行為をしたとき。
  - (6) その他本連盟及び本連盟の加盟団体の名誉を著し く傷つけたとき。

## (処分の内容)

- 第9条 前条の競技者に対する処分は、その違反の程度に従いつぎ のとおりとする。
  - (1)登録の永久停止。
  - (2) 5年以下の期間を定めた登録停止。
  - (3) 文書による戒告。
  - (4) 口頭による注意。

# (競技者資格審査委員会)

- 第10条 第8条の処分を行うにあたっては、競技者資格審査委員 長は、競技者資格審査委員会を招集し、処分の是非及び処 分内容についての判定を行い理事会に答申しなければなら ない。
  - 2 委員長は理事会への答申に先だち、前項の判定結果を当事 者本人に通告しなければならない。
  - 3 競技者に第8条の処分を受ける違反の疑いがある場合、競技者資格審査委員会の議決により、理事会が第8条による処分を決定するまでの間、一時的に第4条の競技者資格を停止することができる。
  - 4 競技者資格審査委員会についての規程は別に定める。

(不服審杳会)

- 第11条 前条第2項の通告の後、2週間以内に当事者本人より処分に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。
  - 2 前項の審査会の構成は、つぎのとおりとする。
    - (1) 委員長
    - (2)委員長が特に指名した者
  - 3 不服審査会には、当事者本人、親権者及び当事者が指名 した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て)

第12条 前条にかかわらず、日本スポーツ仲裁機構が仲裁する 範囲の不服申し立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」 に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

#### (改廃)

第13条 本規則の改廃は、理事会の決議により行う。

- 附則1 本規則は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。
  - 2 本規則は、平成 26 年 (2014 年) 2 月 23 日より一部改定 施行する。
  - 3 本規則は、平成 26 年 (2014 年) 5 月 30 日より一部改定 施行する。
  - 4 本規則は、平成 28 年 (2016 年) 10 月 22 日より一部改定 施行する。

# ◇ (公財) 日本水泳連盟 肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程 ◇

(総 則)

第1条 本規定は、公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」 という。) 競技者資格規則第7条第2項第1号の肖像等 の使用禁止に対する除外認定競技者(以下「除外認定競 技者」という。について定める。

(除外認定競技者)

第2条 除外認定競技者は、オリンピック及び世界水泳選手権大会(50 m)のメダリストで、本連盟において肖像等の商業的使用が相当と認められた者とする。

(費用負担義務)

第3条 除外認定競技者は、本連盟が実施する海外派遣及び合宿 等に参加する場合は、その実費相当額を負担する義務を 負う。

(本連盟への活動・行事の優先)

- 第4条 所属企業を含む肖像等の使用契約企業がある場合にも、 水泳日本代表選手としての活動・行事に参加する限りに おいては、本連盟スポンサーが全てに優先される。
  - 2 除外認定競技者としての肖像等の使用契約に際しては、 原則として本連盟スポンサー及び本連盟スポンサーと競 合する企業との契約は禁止する。
  - 3 国際水泳連盟 (FINA GR 規則) の禁止する業種及び公序 良俗に反する業種との肖像等の使用契約は禁止する。

(申請方法)

- 第5条 除外認定競技者になることを希望する者は、本連盟が定 める手続に従い競技者資格審査委員会にその旨を申請す る。
  - 2 前項の申請に基づき競技者資格審査委員会は速やかに審

査を行い、理事会にその結果を報告する。

3 前2項の手続きを経た後、理事会において承認された者は、除外認定競技者の資格を得るものとし、本連盟は速やかに申請者に理事会決議の結果を通知する。

(不服審査会)

- 第6条 前条第3項の通告の後、2週間以内に当事者本人より決議に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。
  - 2 前項の審査会の構成は次の通りとする。
    - ①委員長
    - ②委員長が特に指名した者
  - 3 不服審査会には、当事者本人、親権者及び当事者が指名 した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

(除外認定競技者の取消)

第7条 除外認定競技者である事由が消滅した場合及び除外認定 競技者であることが不適当となったときは、除外認定競 技者本人又は本連盟は競技者資格審査委員会を経由し、 理事会に対し除外認定競技者の取消申請を行うことがで きる。

付 則

- 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から 施行する。
- 2 本規定は、平成 25 年(2013 年) 6 月 23 日より一部改定実施する。
- ※「肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者申請書」の本誌への掲載は割愛する。

# ◇(公財)日本水泳連盟 競技会において着用又は携行することができる水泳用品、 用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規程 ◇

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」 という。) 競技者資格規則第6条第1項第1号及び競泳 競技規則第15条第3項に規定するロゴマーク(商標・商 標名の総称)等の取り扱いに関することを定める。

(ロゴマーク等の使用基準)

第2条 全ての競技者、監督、コーチ及び役員(以下「競技者等」 という。)は、競技会の会場内で着用する水着及びウエア

- ー・持ち物等に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク、メーカーのロゴマーク について、つぎのとおり取り扱う。
- (1) 水着及びウエアー・持ち物等には、それぞれ利用の 異なる毎に、次の名称・マークを付けることができ る。
  - 1) 自分の氏名や所属チームの名称・マーク
  - 2)オリンピック大会や世界選手権大会等の競技会を 表す名称・マーク

- 3) 国旗・国または地域の名称(自国でなくても良い)、都道府県や市町村の名称・マーク
- 4)公式競技会及び公認競技会のシンボルマークや本 連盟が認めたもの
- 5) 水着には、30 cm以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーロゴマークを1個及びメーカーロゴマークをウエストより上部に1個、下部に1個付けることができる。ただし、これらのメーカーのロゴマークは、相互に隣接して付けてはならない。ツーピースの水着には、上部に1個、下部に1個付けることができる

前記1)~4)までの所属チーム等の名称・マークの 大きさに制限は無いが、水着に付ける所属チーム等の 名称・マークは50㎡以内で1個とする

- 6) ウエアーには、40 cd以内の本連盟に事前承認を 得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマ ークを1個付けることができる
- 7) その他持ち物には、20 cd以内の本連盟に事前承 認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロ ゴマークを1個付けることができる
- (2) ロゴマーク面積の計測方法は着用前のものとし、 ロゴマークを正方形あるいは長方形とみなし、縦× 横で面積を求める。

(スポンサーロゴマークの取り扱い)

第3条 スポンサーのロゴマークは、競技者等に相応しい商標等と する。

> ただし、タバコ及びビール・ワイン以外のアルコール並びに本連盟のスポンサー・パートナーに登録されている 企業は除く。

(2) スポンサーロゴマークの取り扱いは、登録団体に 対する商標等とし、個人に対する取り扱いはできな い。尚、スポンサー企業は、1登録団体につき1社とする。

(3) 本規程は、競技者等がスポンサーロゴマークを付して競技することを定めたものであり、競技者資格規則第7条に規定された、競技者に禁止される商行為を行なってはならない。

(スポンサーロゴマークの申請方法)

第4条 スポンサーロゴマークを使用する場合は、その3ヶ月前までに表示内容、場所、個数、大きさ等を明記した「スポンサーロゴマークの使用申請書」(別紙様式)を団体登録責任者及び加盟団体長を経由して、本連盟宛に提出し承認を得なければならない。

(スポンサーロゴマークの承認手続)

第5条 承認の手続きは、本連盟で内容を確認した上、申請者へ の承認通知を送付する。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

#### 附則

- 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。
  - 尚、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング、オープンウォータースイミング及び日本泳法の各競技規則についても本規程を準用する。
- 2 本規程は、平成28年2月28日より一部改訂施行する。
- 3 本規程は、平成29年4月1日より一部改訂施行する。
- ※「商業ロゴマーク等の使用申請書」の本誌への掲載は割愛する。

# ◇ (公財) 日本水泳連盟所属競技者 (この内容は2017年1月1日から2017年12月31日まで有効) Ver. 1

(公財) 日本水泳連盟アンチ・ドーピング委員会

この書類は、(公財)日本水泳連盟に所属する競技者を対象としたアンチ・ドーピングガイドです。アンチ・ドーピングガイドとしてホームページに掲載するとともに、競技会に資料として配布もしくは掲載された本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程が適用されます。日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象競技会に出場する競技者は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続きの対象となることに同意したものと見なされます。また、20歳未満の競技者では、ドーピング検査一連に関した親権者からの同意書を事前に(公財)日本水泳連盟に提出する必要があります。同意書の書式、提出方法、提出時期などについてはホームページをご覧いただくか、(公財)日本水泳連盟事務局にお問い合わせ下さい。

居場所情報の提出を行っている競技者(RTPA)への競技会外検査に関連して、居場所情報未提出や検査未了(後述)のケースが多くなっていますので、該当の競技者は十分ご留意願います。

TUE に関しては、別紙の「(公財) 日本水泳連盟所属競技者 < TUE ガイド>」を参照して下さい。

### <競技会検査について>

- ①「国際競技会」国際競技会のほぼ全てにおいて、原則として FINA Doping Control Rules (FINA ホームページ http://www.fina.org より入手可能)に基づき、競技会におけるドーピング検査が行われます。
- ②「国内競技会」日本選手権、日本学生選手権および国民体育大会などを含めて多くの国内の競技会では、日本アンチ・ドーピング規程(JADA ホームページ http://www.playtruejapan.org より入手可能)に基づき、競技会におけるドーピング検査が行われる可能性があります。
- ③ドーピング検査が行われる競技会に参加した場合、参加した全て の競技者が検査を受ける可能性があります。
- ④ドーピング検査 (尿・血液等検体の種類を問わず) を拒否または

- 回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続きを完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性があります。事例として飛行機や電車等への時間的都合があっても、検査を断ることは出来ません。特に競技出場日に帰宅の際は、時間に十分な余裕を持つか、変更可能なチケットをご用意下さい。
- ⑤ドーピング検査の対象となった競技者は、競技後に検査員から通告を受けます。検査は尿や血液で行われますが、どの検査が行われるかは通告を受けるまでわかりません。競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は採血のため競技/運動終了後2時間の安静が必要になるのでご留意下さい。
- ⑥成人の競技者でも付添いを1名つけることが出来ますが、18歳 未満の競技者には基本的に必ず成人の付添い(コーチ、チームメ イト、医師、家族など)を1名つけて下さい。

- ⑦競技者は不注意による禁止薬物使用から、競技支援要員の方々 (コーチ、トレーナー、医師、家族など)は不注意による禁止薬 物投与から、それぞれ「アンチ・ドーピング規程に対する違反」 とならないように十分留章して下さい。
- ⑧市販の総合感冒薬の大多数や葛根湯などに、興奮薬(競技会検査に限る禁止物質)などの禁止物質が含まれています。市販の総合感冒薬を使用する場合は、店頭で薬剤師に禁止物質が入っていないことを確認するか、別紙「いつでも使える薬の例」に記載されているものを使用するようにして下さい。また、可能であれば病院を受診して禁止物質の含まれていない薬を処方してもらって下さい。
- ⑨サプリメントは医薬品ではありません。日本製のものでも、禁止物質が含まれていないと保証されているわけではありません。特に海外のサプリメントは、記載された成分通りでないこともありますので使用しないで下さい。以前にそのサプリメント使用中にドーピング検査を受けて大丈夫であっても、継続して同じものを使用していたつもりが、途中で成分が変わっていることもありえます。
- ⑩ドーピング検査の行われる競技会に出場する競技者で、
  - a) 何らかの病気や怪我で病院・診療所などから継続して薬を使 用または治療をしている競技者 や
  - b) 競技の直前(競技7日前から当日)に病院を受診する競技者 (注1) は、
    - 1)別紙<担当医師へのお願い>と共に、この書類一式を担当 医師にお渡し下さい。
    - 2)担当医師に診断名、使用薬品名、使用量、使用方法、医師の氏名と病院連絡先を確認し、控えを取っておいて下さい。 (注1) FINA や JADA 検査対象者に登録され、ADAMS で居場所情報の提出を行っている競技者 (RTPA) は、FINA、WADA、JADA より常時、競技会外検査を受ける可能性があります(競技会期間中に競技会外検査を受けることもあります)。また、RTPAではなくとも (特に国際競技会に参加するような競技者の代表合宿などで)競技会外検査を受けることがあります。よって、競技の直前だけでなく一時的に病院・診療所を受診する場合も常に、1)、2)のように対応して下さい。

<競技会外検査について>

- ①競技会外検査は予告なしに検査員が競技者の練習場所や宿泊場所 などに出向いて実施されます。
- ②<競技会検査について>の(注1)でも記載しましたが、競技会 外検査は FINA や JADA 検査対象者に登録され、ADAMS で居場 所情報の提出を行っている競技者 (RTPA) が受けることが多い 検査ですが、RTPA ではなくとも特に国際競技会に参加するよ うな競技者の代表合宿などで行われることがあります。RTPA でなければ、競技会外検査を受けることは無いと誤解されている 場合がありますのでご留意下さい。
- ③「居場所情報提出」は競技会外検査を実施するために必要な競技者のスケジュールや情報を、競技者が ADAMS で提出するものです。競技者が「いつ」「どこに」いるのか、3ヶ月毎に情報を提供し、かつ5時~23時までの間で競技者本人が確実に検査を受けることが出来る60分/日の時間帯と場所を提示する必要があります。
- ④居場所情報関連義務違反(居場所情報不備の警告が12ヶ月間で 累積3回になるとドーピング違反になります)
  - a) 提出義務違反:正確かつ完全な居場所情報提出を行う義務を 怠った場合。
  - b) 検査未了:居場所情報提出において競技者本人が指定した60 分の時間帯で、指定した場所に不在であった場合。
- ⑤居場所情報の変更は、通常は ADAMS で行って下さい。しかし、 急遽の予定変更や近くに ADAMS にアクセスできる環境がそろ っていない状況で、その競技会外検査が JADA からの検査の場 合でのみ (これは競技者側には分かりませんが)、JADA への電 話 03-3906-3031 (深夜での留守電へのメッセージでも可) でも 対応していただけます (但し、FINA からの検査の場合はこの方 法は無効です。特に海外では留意して下さい)。また、急病など の緊急の事態等では、事後報告でも公的に証明されれば検査未了 が取り消される場合もあります。
- ⑥また、指定した 60 分の時間帯でなくても検査が行われることは 十分ありえますので、居場所情報は正確に提出し、いつでも検査 が受けられるように対応して下さい。指定した 60 分の時間帯以 外は警告にはならないから、指定の場所にいなくても構わないと いうことではありません。
- ⑦検査そのものは競技会検査と同様に行われます。

# ◇(公財)日本水泳連盟所属競技者<担当医師へのお願い> ◇(この内容は2017年1月1日から2017年12月31日まで有効) Ver. 2

(公財) 日本水泳連盟アンチ・ドーピング委員会

先生におかれましては、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また日頃から(公財)日本水泳連盟所属の競技者をご診療いただき誠にありがとうございます。さて、本状持参の患者は、ドービング検査を受ける可能性のある競技者であることから、以下の点をご考慮願います。(公財)日本水泳連盟ホームページ(http://www.swim.or.jp)内の「(公財)日本水泳連盟所属競技者< TUE ガイド>」もご参照の上、必要に応じて「薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック」(インターネットからも入手可能、毎年 5 月頃更新されています)の ご 利 用 や 、 各 都 道 府 県 の 「 薬 剤 師 会 ド ー ピ ン グ 防 止 ホ ッ ト ラ イ ン 」、「 JADA 公 認 ス ポ ー ツ フ ァ ー マ シ ス ト (http://www.playtruejapan.org/sportspharmacist/index.html)」へご相談、もしくは Global DRO-JAPAN(http://www.globaldro.com/jp-ja/default.aspx)で 医薬品名等をご入力いただき、ご確認いただくなどの方法でご対応の程どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ①ドーピング検査において、「世界アンチ・ドーピング規程 2017 年禁止表国際基準」の「禁止される物質と方法」の使用が明らかになると、それが医学的に妥当なものであっても、競技者は失格および資格停止などの制裁を受けることになります。「2017 年禁止表国際基準」は日本アンチ・ドーピング機構(JADA)のホームページ(http://www.playtruejapan.org)から入手可能です。
- ② 2017年1月1日からの主要な変更点:本年からの大きな変更点は特にありません。気管支喘息治療薬のベータ2作用薬であるサ

ルブタモール、サルメテロール、ホルモテロールの吸入は、適正使用下であれば TUE の申請は必要ありません。しかしサルブタモール、サルメテロール、ホルモテロールを除いた他のベータ 2作用薬の吸入使用に関しては、競技者のレベルにより FINA やJADA へ通常の TUE と気管支喘息治療に関する TUE 申請のためのチェックリストの申請が必要です。また、ベータ 2 作用薬の吸入以外の使用(内服、点滴など)に関しては従来通り全例 TUE申請が必要です。

- ③使用可能な病院処方薬の例を以下に示します。(下記以外にも 使用可能な医薬品はたくさんあります)
- <感冒薬> PL 配合顆粒、トランサミン、ムコダイン、アストミン、メジコン、リン酸コデイン、イソジンガーグル、SP トローチ
- < 鎮痛薬>ロキソニン、ボルタレン、ロルカム、セレコックス、ハイペン、カロナール、ブルフェン、リリカ、トラムセット
- < 胃腸薬>ムコスタ、ガスター、パリエット、タケプロン、ネキシ ウム、アルサルミン、タガメット、ブスコパン、ナウゼリン、プ リンペラン、ロペミン、タンナルビン、ラックビー、ビオフェル ミン、酸化マグネシウム、プルゼニド
- < 抗アレルギー薬>ポララミン、ザジテン、アレジオン、アレグラ、 タリオン、オノン、インタール、シングレア
- < 抗生物質> サワシリン、パンスポリン、セフゾン、フロモックス、 クラリス、クラビット、ホスミシン、ネオイスコチン
- <気管支喘息治療薬>ベネトリン(吸入のみ可、内服は不可)、サルタノールインヘラー、フルタイド、アドエアディスカス、シムビ

コート

- < その他 > タミフル、フェロミア、メチコバール、トラベルミン、 ミオナール、テルネリン、テオドール、ドオルトン、チラージン S、 メルカゾール、プロパジール、リンデロン VG 軟膏 (軟膏に限 り使用可能)、ケナログ軟膏
- ④治療のために禁止物質を使用する必要がある場合は、治療使用特例(TUE)申請書の記載をお願いします。「(公財)日本水泳連盟所属競技者< TUE ガイド>」や、JADAホームページ
- (http://www.playtruejapan.org) 内  $\rightarrow$  規程/書式/資料  $\rightarrow$  TUE 申請書式とすすむと見られる「医師のための TUE 申請ガイドブック」をご参照(記入例が記載されています)下さい。
- ⑤最後に、治療に際し使用した医薬品に関連して、使用薬品名、 使用量、使用方法、医師の氏名と病院連絡先を競技者に伝えて いただくよう宜しくお願いいたします。

# ◇ (公財) 日本水泳連盟所属競技者<TUE ガイド>◇ (この内容は2017年1月1日から2017年12月31日まで有効) Ver.1

(公財) 日本水泳連盟アンチ・ドーピング委員会

#### ① TUE(Therapeutic Use Exemptions: 治療使用特例)とは

禁止物質・禁止方法の使用を要する医学的状態にある競技者が申請して、認められれば、禁止物質・禁止方法を治療目的で使用することができるものです。競技者は承認が必要な日 (競技大会など) の 30 日前までに TUE の申請を行う必要があります (30 日前を過ぎてしまったら受付けてもらえないということではありませんが、承認が必要な日までに判断がなされない可能性があります)。詳細が載っている「2017 年禁止表国際基準」、「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準 2016」については、(公財) 日本アンチ・ドーピング機構 (JADA)のホームページ (http://www.playtruejapan.org) を参照下さい。また、JADA ホームページ内で TUE 申請書式の項目から、医師向けの「医師のための TUE 申請ガイドブック」も参照出来ます。

② TUE の規則は、競技者の状況によって若干異なります。競技者が以下のどの競技者カテゴリーに相当するか、まず確認してから次に進んでください。

競技者カテゴリー	競技者の状況
A	FINA(国際水泳連盟)や JADA 検査対象者登録リスト競技者(RTPA)(注 1)
В	FINA や JADA 検査対象者登録リスト競技者 ではないが国際競技会に参加する競技者
С	FINA や JADA 検査対象者登録リスト競技者 ではなく国際競技会にも参加しない 国内レベルの競技者

(注 1) FINA や JADA 検査対象者登録リスト競技者(RTPA): FINA や JADA によって指定され、ADAMS で居場所情報を提供している競技者。

また、今年の「TUE 事前申請が必要な競技大会」(予定) は以下の通りです。これらの競技会に出場予定で禁止物質・禁止方法の使用を必要とする医学的状態にある競技者は全員 TUE の事前申請が必要です。

日程	競技会名	会場名
4/13(木)~16(日)	第 93 回日本選手権 競泳競技	名古屋・日本ガイシアリーナ
4/28(金)~30(目)	第 93 回日本選手権 シンクロ競技	東京・東京辰巳国際水泳場
9/10(日)~17(日)	国民体育大会(愛媛)水泳競技	松山・アクアパレットまつやま特設プール
		高知・高知県立春野総合運動公園水泳場
		松山・北条長浜海水浴場
9/22(金)~24(日)	第 93 回日本選手権 飛込競技	東京・東京辰巳国際水泳場
9/24(日)	第 93 回日本選手権 OWS 競技	東京・お台場
10/6(金)~8(日)	第 93 回日本選手権 水球競技	東京・東京辰巳国際水泳場
10/28(土)~29(目)	競泳ワールドカップ 2017 兼日本選手権 25m	京・東京辰巳国際水泳場

# ③ TUE 付与の決定と申請書類の獲得、記載言語

競技者カテゴリー	TUE 付与の決定	申請書類	記載言語
A, B	FINA	FINA ホームページ(http://www.fina.org) より、ダウンロード	英語

カテゴリーCから新たにカテゴリーA、Bに入った競技者について: ある禁止物質・禁止方法についてすでに JADA より TUE を獲得している場合は、その旨を事前に FINA へ連絡することで基本的には TUE の承認を受けられるようになりました。以前のように再度 FINA から TUE を獲得する必要はありませんが、日水連事務局へ「FINA への TUE 承認希望」の連絡を必ず行ってください。

### ④ TUE の種類について ~通常の TUE と遡及的 (そきゅうてき) TUE ~

TUE には、禁止物質・禁止方法の使用が予定される場合に事前に申請する通常の TUE と、使用後に申請する遡及的 TUE の2種類の申請方法があります。通常の TUE はカテゴリー A の競技者、国際大会に参加するカテゴリー B の競技者と「TUE 事前申請が必要な競技大会」

に出場するカテゴリー C の競技者を含めた全ての競技者が該当します。それに対して遡及的 TUE は、全ての禁止物質・禁止方法について、救急治療または急性病状の治療が必要である場合(予定していなかった事態)に使用した際に事後的に申請、もしくはカテゴリー B,Cで「TUE 事前申請が必要な競技大会」ではない競技会でドーピング検査を受け、その結果、禁止物質が検出された場合に事後的に申請して、協議のうえ認められることがあるものです。

#### <通常の TUE >

競技者カテゴリー	TUE 事前申請が必要な競技大会	国際大会	国内大会を含めて常に
A	必要	必要	必要
В	必要	必要	不要
C	必要	不要	不要

#### ⑤よくあるケース: 気管支喘息治療目的の場合

気管支喘息治療薬のベータ2作用薬であるサルブタモール、サルメテロール、ホルモテロールの吸入は、適正使用下であれば TUE の申請は必要ありません。しかしサルブタモール、サルメテロール、ホルモテロールを除いた他のベータ2作用薬の吸入使用に関しては、競技者のレベルにより FINA や JADA へ通常の TUE と気管支喘息治療に関する TUE 申請のためのチェックリストの申請が必要です。また、ベータ2作用薬の吸入以外の使用(内服、点滴など)に関しては従来通り全例 TUE 申請が必要です。

## ⑥ TUE の提出(通常の TUE および遡及的 TUE の提出)

競技者自身が下記に郵送または FAX にて送付して下さい。(公財)日本水泳連盟事務局より JADA あるいは FINA に転送いたします。 FINA からの TUE 取得の情報は、JADA にも通知いたします。

郵送先:〒150-8050 渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館内

(公財) 日本水泳連盟事務局 TUE 申請係

FAX 番号: 03-3481-0942

通常の TUE を大至急提出したい場合は JADA または FINA に直接 FAX し、そのコピーを(公財)日本水泳連盟事務局に郵送または FAX にて送付して下さい。

FAX 番号: JADA 03-5963-8031、 FINA + 41-21-310-18-97